

佐賀県上場営農センターにおける研究活動の不正行為への対応ガイドライン

平成30年4月24日制定

佐賀県上場営農センター（以下「当センター」という。）では、研究活動の不正行為に適切に対応するため、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知 H27.1.21 改正）に基づき、適正な管理を行うために基本となる事項を定める。

第1節 責任体系の明確化

研究活動の不正行為に対する適切な対応を図るため、機関全体として、以下の責任体系を定める。

（1）最高管理責任者

最高管理責任者は所長とし、研究活動の管理・運営について最終責任を負う。

（2）統括研究管理責任者

統括研究管理責任者は副所長とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動の管理・運営について機関全体を統括する指導責任を持ち、特定不正行為の調査に関する事務を統括する。

（3）研究管理責任者

研究管理責任者は研究部長とし、不正行為の告発の受付及び不正行為の相談に関する事務を行う。

（4）職員が遵守すべき事項

職員は、責任を自覚し、不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることを常に認識するとともに、次に掲げる事項に留意して行動しなければならない。

- 1 不正行為を行わないこと
- 2 不正行為に加担しないこと
- 3 周りの者に対して不正行為をさせないこと

職員は、健全な試験研究を維持し、不正行為が起こらない試験研究環境を保持するため、試験研究を行うに当たっては実験・観察ノートを記録する等、研究成果等の科学的根拠を明確にしておかなくてはならない。

（5）研究倫理教育責任者

研究倫理教育責任者は副所長とし、研究に関わる者を対象とした研究倫理教育事務を総括する

第2節 研究活動における特定不正行為への対応

(1) 特定不正行為

特定不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用とする。ただし、故意によるものではないことが根拠を持って明らかにされたものは不正行為には当たらない。

① ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(2) 告発の受付

① 告発の受付体制

当センターは、研究活動における特定不正行為に関する告発（当センターの職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

② 告発の取扱い

告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、当センターに直接行われるべきものとする。

原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

匿名による告発があった場合、当センターは告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

報道や学会等の科学コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合や特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合に限る）ことを確認した場合は、匿名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた研究管理責任者はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

③ 告発者・被告発者の取扱い

告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞きできないようにしたりするなど、告発内容や告発の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

当センターは、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

当センターは、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表等がありえることなどを機関内外にあらかじめ周知する。

（3）特定不正行為の告発に係る事案の調査

① 調査を行う機関

当センターに所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、当センターが告発された事案の調査を行う。

被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、所属する研究機関と研究が行われた研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。

当センターは他の研究機関や学協会等、科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

② 告発に対する調査体制・方法

（ア）予備調査

当センターは、告発を受け付けた後速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

（イ）本調査

本調査を行うことを決定した場合、当センターは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

本調査に当たっては、当センターに属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。

本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者へのヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者に対する弁明の聴取が行われなければならない。

当センターは本調査に当たって、告発された事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

③ 認定

（ア）認定

調査委員会は本調査の開始後、相当の期間内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の

当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(イ) 特定不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

この被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠が示されない場合は特定不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合も同様とする。

(ウ) 特定不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

(エ) 調査結果の通知及び報告

調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定される者を含む。）に通知する。

(オ) 不服申立て

特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について上記の例により不服申立てをすることができる。

不服申立ての審査は調査委員会が行う。

(カ) 調査結果の公表

当センターは、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、当センターが公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

当センターは、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

(4) 告発者及び被告発者に対する措置

① 調査中における一時的措置

当センターは、本調査を行うことが決まった後、調査委員会から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された研究費の支出を停止することができる。

② 特定不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が当センターに所属するときは、当センターは当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用中止を命ずる。

当センターは、所属する被認定者に関する調査結果を農林水産部農政企画課等へ通報するとともに、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

③ 特定不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

特定不正行為は行われなかったと認定された場合、被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除する。

付則

このガイドラインは、平成30年4月24日から施行する。

(HP 掲載例)

佐賀県上場営農センターにおける研究活動の不正行為に対応する管理運営体制について

佐賀県上場営農センター所長

佐賀県上場営農センターでは、研究活動の不正行為に適切に対応するため、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(H27.1.21 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づき、研究活動の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県上場営農センターの運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者：所長
(研究活動の管理・運営について最終責任を負う者)
- 2 統括研究管理責任者：副所長
(最高管理責任者を補佐し、研究活動の管理・運営について機関全体を統括する指導責任を持ち、特定不正行為の調査に関する事務を統括する者)
- 3 研究管理責任者：研究部長
(特定不正行為の相談及び告発(内部及び外部)の受付に関する事務を行う者)
- 4 研究倫理教育責任者：副所長
(研究に関わる者を対象とした研究倫理教育事務を総括する者)

【研究活動に関する不正行為の相談及び告発の受付窓口】は次のとおりです。

◇ 佐賀県上場営農センター 研究部

〒847-0326

佐賀県唐津市鎮西町早田1471-6

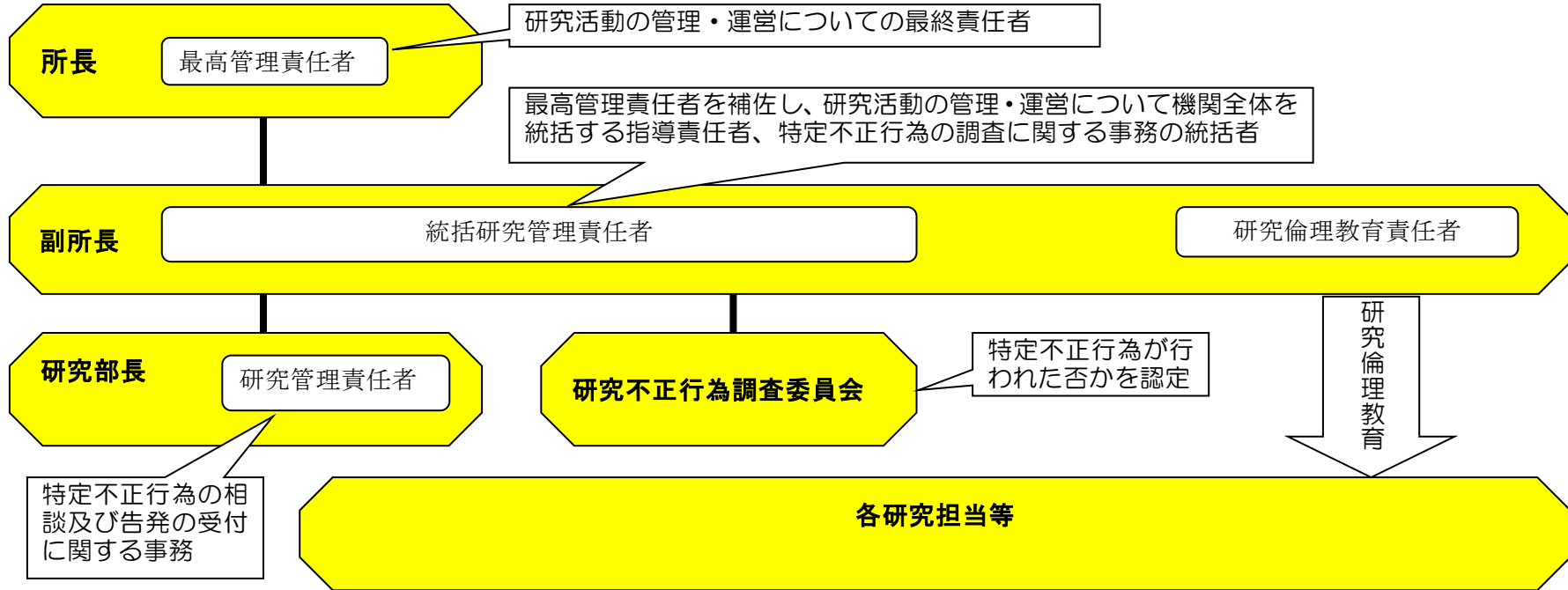
電話：0955-82-1930 FAX：0955-51-1023

電子メール：専用アドレス (uwabakenkyuuhusei@pref.saga.lg.jp)

※ 告発は、研究活動における不正行為(研究成果のねつ造、改ざん、盗用)を対象とします。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。

なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

佐賀県上場営農センターにおける研究の不正行為に対応する管理運営体制



研究活動に関する不正行為の相談及び告発の受付窓口

研究活動の特定不正行為に関し、試験研究機関内外からの相談及び通報を受け付ける窓口

研究部長 0955-82-1930
E-mail : uwabakenkyuufusei@pref.saga.lg.jp